

# 「大麻」は 『ダメ。ゼッタイ。』

ほけせん便り 248号

東京外国語大学 保健管理センター

学校医 山内康宏

2024年10月10日

近年、大麻による検挙者が増加しており、特に30歳未満の若年層における乱用拡大が問題となっています。

「大麻」には「依存性がある」にもかかわらず世の中では「依存性がない」等の誤った情報や、「大麻」は「身体的」・「精神的」に著しい悪影響を及ぼすにもかかわらず「害がない」等の誤った情報も広がっており、これらの誤った情報が、大麻の乱用拡大につながっているとも推測されています。

大麻による依存症は、最初は少量の使用であっても、使い続けるうちに自分でその使用を制御できなくなり、その依存症から精神的・身体的に容易に離脱できなくなります。また、さらなる刺激を求め、より毒性の強い薬物を使用してしまうことも多くなるといわれています。

大麻による有害作用には、急性作用と慢性作用があります。急性作用（症状）として、気分の高揚・多幸感や不安・恐怖・錯乱・パニック発作・知覚の変容・短期記憶の障害・判断力の障害・運動失調や運転への影響等の多くの様々な症状をもたらします。さらに慢性使用による症状として、薬物依存と退薬症候（不安・情緒不安定・睡眠障害等）の発現・認知機能や記憶障害をもたらし、また他の薬物使用のリスクを高めます。これら有害作用は、生活行動や作業パフォーマンスに影響を与え、特に若年層において学習能力の低下や健康被害の影響を与え、さらに日常生活における事故の危険性を増大させ、社会生活において大きな支障をきたします。

大麻に関しては「合法の国や地域がある」ので「大麻は安全」と誤った情報も乱用につながる一つの要因とも考えられますが、その合法である理由は決して「大麻が安全であるからではない」ということも認識が必要です。渡航中の皆さんがその合法の国や地域で大麻を使用することは、急性反応（症状）による事故や何らかの事件に巻き込まれる可能性がありますので、絶対にその使用は避けるべきです。また留学中に「一回くらいなら」という軽い気持ちでも、いったん始めてしまうと、その依存性により止められなくなり、帰国後も止められなくなります。勿論、合法でない国（違法としている国の方が多い）での使用（所持を含む）が判明すると犯罪となり、重刑に処される可能性もあるという認識が必要です。また、日本ではこれまで大麻の所持や譲渡は犯罪であっても「使用は犯罪にはならない」という認識も乱用につながる一つの要因であった可能性もありますが、令和5年12月に「改正大麻取締法」（大麻の栽培の規制に関する法律・麻薬及び向精神薬取締法）が公布（令和6年12月から施行）され、これまでの「所持や譲渡」に加え「使用」の禁止も加えられましたので、大麻の使用は犯罪になります。

大麻や違法薬物は、一度使用するだけで、あなたの夢や将来を台無しにしてしまう可能性があります。正しい知識と情報とあなた自身の判断で、あなた自身を「大麻」や「違法薬物」から守りましょう。

もし大麻や違法薬物に誘われた場合は、「私はやりません」と「自分ではっきりと断る」ことが大切です。「あやしい情報に惑わされない」ようにし、きちんとその「危険性を伝える」ことも大切です。

どうしても自分で言い出しにくいときは「その場から離れる」ようにしましょう。

ご不明な点等ありましたら、保健管理センターまで、どうぞご相談ください。

参考文献・参考 URL

「大麻」ってなに？「みんなで知ろう危険ドラッグ・違法薬物」東京都保健医療局

[https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/no\\_drugs/about\\_taima/index.html](https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/no_drugs/about_taima/index.html)

「大麻」薬物乱用防止のための情報と基礎知識「麻薬・覚せい剤乱用防止センター」

[https://dapc.or.jp/kiso/22\\_cannabis.html](https://dapc.or.jp/kiso/22_cannabis.html)

「大麻問題の現状」 <https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000744312.pdf>